

「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案」等  
に関する意見募集について

平成24年9月19日  
厚生労働省労働基準局  
労働条件政策課

厚生労働省では、労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）の施行等に伴い、厚生労働省令の制定・改正等の所要の措置を予定しております。

つきましては、別添の概要に関して御意見を募集いたしますので、御意見がございましたら、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成24年9月19日（水）から平成24年10月18日（木）まで（必着）  
※郵送につきましても、公募期間内の必着とします。

2 資料の入手方法

厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

3 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由です。）。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。また、御提出いただく御意見には、必ず「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案等について」と明記してください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号：03-3502-2219

厚生労働省労働基準局労働条件政策課 政策係あて

(3) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局労働条件政策課 政策係あて

4 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。

氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）を必ず明記してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

提出いただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、御意見は原則として、氏名及び住所その他の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

以上